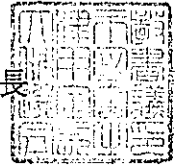


令和6年8月8日

大津市教育委員会 様

大津市教科用図書選定審議会 長



答 申 書

大津市教科用図書選定審議会規則第2条に基づき、下記事項について答申
します。

記

市立小学校及び中学校特別支援学級で使用する教科用図書として
推薦する図書

[illegible]

・弱視学級の児童については、通常学級用教科用図書と同一の内容の「拡大教科書」または「点字教科書」を使用することができる。

[illegible]

①児童の障がい程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科書(一般図書強い)を使用することができる(知的障害のみ)(使用可能)

②下学年用総合教科書(文庫本)③下学年用総合教科書(教科書のみ)④教科書(教科書のみ)⑤教科書(教科書のみ)⑥教科書(教科書のみ)⑦教科書(教科書のみ)⑧教科書(教科書のみ)⑨教科書(教科書のみ)⑩教科書(教科書のみ)⑪教科書(教科書のみ)⑫教科書(教科書のみ)⑬教科書(教科書のみ)⑭教科書(教科書のみ)⑮教科書(教科書のみ)⑯教科書(教科書のみ)⑰教科書(教科書のみ)⑱教科書(教科書のみ)⑲教科書(教科書のみ)⑳教科書(教科書のみ)㉑教科書(教科書のみ)㉒教科書(教科書のみ)㉓教科書(教科書のみ)㉔教科書(教科書のみ)㉕教科書(教科書のみ)㉖教科書(教科書のみ)㉗教科書(教科書のみ)㉘教科書(教科書のみ)㉙教科書(教科書のみ)㉚教科書(教科書のみ)㉛教科書(教科書のみ)㉜教科書(教科書のみ)㉝教科書(教科書のみ)㉞教科書(教科書のみ)㉟教科書(教科書のみ)㊱教科書(教科書のみ)㊲教科書(教科書のみ)㊳教科書(教科書のみ)㊴教科書(教科書のみ)㊵教科書(教科書のみ)㊶教科書(教科書のみ)㊷教科書(教科書のみ)㊸教科書(教科書のみ)㊹教科書(教科書のみ)㊺教科書(教科書のみ)㊻教科書(教科書のみ)㊼教科書(教科書のみ)㊽教科書(教科書のみ)㊾教科書(教科書のみ)㊿教科書(教科書のみ)

——實表に記載されている図書について、品切、地版等の理由により供給不能となった場合は、教科用図書から除外するものとする。

一、貴族に臣従せしむる因習について、如何に、地祇神の信仰に於て力強い正統なる一神教は、天竺の四王の神祇の多神教と異なる。

令和7年度に新たに追加する図書

別紙2

[illegible]

・高校学級の生徒については、通常学級用教科用図書と同一の内容の「点字教科書」を使用することができる。